

量子科学・技術・イノベーションに関する協力覚書

日本国内閣府（CAO）

および

スイス連邦教育・研究・イノベーション庁（SERI）

背景

日本とスイスがともに量子科学技術分野の先進国であり、学術界・産業界・政府間の協力を含む強固で多様な科学技術・イノベーション関係を有していることを認識し、日本国内閣府（以下「CAO」という）とスイス連邦教育・研究・イノベーション庁（以下「SERI」という）は、本協力覚書に基づく協力が、2007年7月10日に東京で署名された「日本国政府とスイス連邦政府との間の科学技術協力に関する協定」に従うものであることを確認する。

CAO および SERI（以下、個別に「参加者」、総称して「参加者ら」という）は、透明性、説明責任、知的財産権の保護、民主的理念といった共通の原則に基づく志と同じくするパートナー間の協力が、公平な研究環境を支え、両国の専門知識を結集するために不可欠であることを認識する。

目的

量子科学技術が、世界最強のスーパーコンピュータを超える問題解決を可能にする量子コンピューティングや、ライフサイエンス、物流、金融、グリーントランジションといった分野を革新する量子通信・量子センシングなど、変革的な技術の発展につながることを認識し、

また、今後数年間が新興の量子産業にとって極めて重要であることを認識し、さらに、2023年10月1日に京都で署名された「日本国文部科学省（MEXT）とSERIとの間の科学技術イノベーション協力に関する覚書」を想起し、本協力覚書（以下「本 MoC」という）は、参加者らが、それぞれの研究・イノベーションコミュニティ間の協力を一層促進し、信頼できる国際的なエコシステムとサプライチェーンの構築に向け、量子分野の研究開発、イノベーション、全体的な成長を加速する取組を支援する意図を確認するものである。

協力の可能な形態

- 量子研究・イノベーションに関する対話：基礎研究から応用研究・イノベーションに至るあらゆるレベルで、日本とスイスの間で関連研究機関や研究拠点を通じた対話を促進し、ベストプラクティスを共有し、量子コンピューティング、通信、センシングを含む学術研究協力の将来の機会を特定する。

- ・学術界・民間部門の交流：両国の学術界と民間部門の交流を促進するため、量子分野における協力の可能性を探る代表団の派遣などを実施する。
- ・教育・交流・人材・スキル：量子エコシステムと人材基盤のさらなる発展に必要なスキルを構築するため、研究者レベルや研修レベルでの教育イニシアティブや交流の機会を模索する。
- ・安全保障政策対話：量子技術が両国の社会的レジリエンス、国家・経済安全保障に影響を及ぼす新興技術であることを認識する。
- ・標準化：信頼できる国際研究コミュニティの育成、量子技術の責任ある利用のための協力、研究セキュリティ、投資審査、標準化、レジリエンスなど、量子科学に関する安全保障・ガバナンス政策課題について、二国間および多国間の議論の機会を促進する。
- ・インフラ・試験施設・ミッショーン：先端材料研究、ユースケース開発、技術実証・検証・成熟化を強化するため、研究インフラや試験施設の共同利用の機会を検討する。
- ・商業化・ユースケース・スケールアップ：ユースケース開発、実証プロジェクトなどを通じて、有望なイノベーションを推進し、量子技術の商業化を加速する。
- ・民間資金・産業界・機関投資家：業界コンソーシアムやベンチャーキャピタルを含む機関投資家との連携を通じて、量子分野への民間資金・投資の増加を促進する。

参加者らは、本 MoC に基づく取組が、日本およびスイスの各種自律的な機関・組織によって、参加者らとの調整の下で策定・実施され得ることを認識する。

発効および期間

本 MoC は、参加者らによる署名日のうち最も遅い日から発効する。いずれの参加者も、いつでも本 MoC を終了することができる。

本 MoC の終了は、参加者らが別途決定しない限り、進行中の協力活動に影響を及ぼさない。

本 MoC は、参加者らの間に法的拘束力を直接的にも間接的にも生じさせることを意図するものではない。

2025 年 10 月 5 日、京都において、英語により本書 2 通を作成し、署名した。

日本国内閣府

スイス連邦 教育・研究・イノベーション庁
(SERI)

科学技術政策担当 国務大臣
城内 実

教育・研究・イノベーション庁 国務長官
マルティナ・ヒラヤマ